

外国人技能実習生を受け入れる監理団体の皆さんへ

# 技能実習制度支援補償保険 のご案内

## 〔施設所有(管理)者賠償責任保険〕

JITCO賛助会員である監理団体専用の技能実習制度支援補償保険制度です。

技能実習生の業務上災害による事故に対する損害賠償責任を求められた場合に補償を行います。

WEBでの  
継続加入  
新規加入  
に変更と  
なりました!

※6ページの  
「4. ご加入時のお手続き」を  
ご参照ください。

### 代理店・扱者（お問合わせ先）

#### 株式会社 国際研修サービス

〒108-0014 東京都港区芝四丁目13番2号 田町フロントビル5階  
TEL:03(3453)3700 FAX:03(3453)3703

【引受保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社（契約幹事）／損害保険ジャパン株式会社（査定幹事）  
東京海上日動火災保険株式会社／あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

公益財団法人 国際人材協力機構（JITCO）

# 技能実習制度支援補償保険

(施設所有(管理)者賠償責任保険)

## 技能実習制度支援補償保険のご加入にあたり

最近、母国の経済発展や生活水準の向上を受け、業務上の災害による負傷や死亡事故が発生した際、政府労災保険の補償だけでは納得せず、技能実習生本人やその遺族が監理団体に民事上の損害賠償責任を求めてくるケースが発生し、監理団体の皆さまの経営基盤を圧迫する可能性が出てきました。

公益財団法人国際人材協力機構では、監理団体の皆さまが安心して受け入れが行えるよう、技能実習生の業務上災害による事故に対する損害賠償責任を求められた下記のような場合の補償を行う JITCO 賛助会員である監理団体専用の技能実習制度支援補償保険制度をご用意しております。



### <実例>

プラスチック加工業の外国人技能実習生が作業中、機械に挟まれて左手を失った。政府労災認定により支払予定であったが、被害者が納得せず、監理団体と実習実施者を訴えてきた。監理団体と実習実施者側は機械の操作方法について教育する義務があった等を理由に、義務を怠ったとして高額な賠償金を命じられた。



### 保険期間

令和8年3月16日(月)より1年間

補償は、保険期間の初日の午後4時に始まります。

### 団体窓口

保険契約者となって保険制度を運営する窓口

公益財団法人 国際人材協力機構

TEL 03(4306)1178、1177

## 1 この制度の特徴

### I. JITCO 賛助会員である監理団体用の制度です。

ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が以下に該当する場合となります。

申込人・記名被保険者: 公益財団法人国際人材協力機構の**賛助会員である監理団体**に限ります。

### II. 保険料は監理団体の事務所面積により決定します。

### III. お求めやすい保険料で加入することができ、訴訟費用等も補償されます。

- 業務上災害が発生した場合、監理団体は**不法行為責任や債務不履行責任(管理義務違反)**を負う可能性があります。
- また、技能実習生やその遺族が訴訟を起こした場合、弁護士報酬費用等の費用負担が発生する場合があります。

### IV. この保険は公益財団法人国際人材協力機構が契約者となる団体契約です。

## 2 補償の内容

### 【施設所有(管理)者賠償責任保険】

技能実習生が就労中に身体の障害を負った場合に、被保険者である監理団体が、技能実習が適正に行われているかの確認・指導を適切に行わなかったことを理由として、保険期間中に発生した技能実習生の身体の障害について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

(例)

- ・技能実習生の職場が危険な現場環境であったが、監理団体は十分な改善指導を行わず業務上災害事故が発生した。
- ・技能実習生が違法な長時間労働を強いられていたにもかかわらず、監理団体は適切な改善指導を怠り、業務上災害事故が発生した。

(注)・実習実施者が負担する法律上の損害賠償責任は補償対象外となります。

- ・業務上災害事故の発生により法律上の損害賠償責任が生じる場合に限ります。

### 1. 支払限度額および保険金をお支払いする主な場合

基本補償部分	支払限度額	保険金をお支払いする主な場合
施設賠償責任補償	1事故(身体障害) プラン①: 2,000万円 プラン②: 5,000万円 プラン③: 1億円 プラン④: 1億5,000万円 (免責金額:なし)	日本国内において、実習実施者のもとに行われる <u>技能実習中に</u> 偶然な事由により技能実習生の生命や身体を害したことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ただし、業務上災害事故の発生により法律上の損害賠償責任が生じる場合に限ります。
初期対応費用	1事故・保険期間中 1,000万円	基本補償に規定される損害の原因となる事由に起因して事故が発生した場合に、被保険者が緊急的対応のために現実に支出した次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。  (a)事故現場の保存に要する費用 (b)事故現場の取付に要する費用 (c)事故状況または原因を調査するために要した費用 (d)被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費 (e)通信費  ただし、通常要する費用であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用に限ります。
訴訟対応費用	1事故・保険期間中 1,000万円	基本補償で争訟費用が保険金として支払われる場合に、日本国の裁判所に訴訟が提起されたときに、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。  (a)被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 (b)被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 (c)訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 (d)被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。 ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。 (e)意見書または鑑定書の作成にかかる費用 (f)増設したコピー機の賃借費用  ただし、通常要する費用であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用に限ります。

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は「2.お支払いの対象となる損害」をご参照ください。

免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。(このご契約には免責金額の設定はありません)

お客さまが実際にご加入いただく支払限度額につきましては、加入申込票の「支払限度額」欄にてご確認ください。

## 2. お支払いの対象となる損害

損害の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するため必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
⑦初期対応費用	
⑧訴訟対応費用	3ページの「保険金をお支払いする主な場合」をご参照ください。

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \frac{\text{⑥争訟費用の額} \times \text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

### 〔①損害賠償金〕についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

## 3. 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害に対しては保険金をお支払いしません。

### ＜普通保険約款でお支払いしない主な場合＞

- ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ・液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出または溢(いっ)出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)
- ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。)

等

### ＜賠償責任保険追加特約(自動セット)でお支払いしない主な場合＞

- ・直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。

- ◇石綿等(アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵(じん))の人体への摂取または吸引
- ◇石綿等への曝露(ばくろ)による疾病
- ◇石綿等の飛散または拡散

- ・直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害

### ＜施設所有(管理)者特別約款でお支払いしない主な場合＞

- ・施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- ・航空機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・昇降機(財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場を含みません。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

- ・自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、販売等を目的として展示されている場合を除きます。この場合であっても、走行している間は自動車とみなします。
- ・施設外における船舶または車両(自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを含みません。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、溢(いつ)出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢(いつ)出による財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害賠償責任
- ・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ・仕事の終了または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任
- ・直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用者その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
  - ◇医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
  - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
  - ◇理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- ・被保険者が行うLPガス販売業務の遂行(LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。)に起因して生じた損害
- ・石油物質が施設から公共水域(海、河川、湖沼、運河)へ流出したことによる損害賠償責任
- ・石油物質が施設から流出し、公共水域の水を汚染した場合はそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕收回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用(被保険者が支出したと否とを問いません。)等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

### 3 1監理団体あたりの保険料

◆プラン①：支払限度額1事故  
**2,000万円(身体障害)**

加入時点の施設内建物総床面積	保険料
100m <sup>2</sup> 未満	20,000円
100m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	22,000円
200m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満	25,000円
300m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	28,000円
400m <sup>2</sup> 以上	30,000円

◆プラン②：支払限度額1事故  
**5,000万円(身体障害)**

加入時点の施設内建物総床面積	保険料
100m <sup>2</sup> 未満	23,000円
100m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	25,000円
200m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満	28,000円
300m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	31,000円
400m <sup>2</sup> 以上	35,000円

◆プラン③：支払限度額1事故  
**1億円(身体障害)**

加入時点の施設内建物総床面積	保険料
100m <sup>2</sup> 未満	31,000円
100m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	34,000円
200m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満	38,000円
300m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	42,000円
400m <sup>2</sup> 以上	47,000円

◆プラン④：支払限度額1事故  
**1億5,000万円(身体障害)**

加入時点の施設内建物総床面積	保険料
100m <sup>2</sup> 未満	35,000円
100m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	38,000円
200m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満	43,000円
300m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	48,000円
400m <sup>2</sup> 以上	54,000円

【事務所面積の考え方】

- ・商工会等の事務所の一部で監理業務が行われている場合  
⇒監理業務が行われている部署の面積を事務所面積としてください。
- ・監理業務を行う事務所が数箇所存在する場合  
⇒業務を行う事務所の面積を合算してください。

## 4 ご加入時のお手続き

### WEBにてお申し込みください。

株式会社国際研修サービスのホームページの直接リンク先(<https://k-kenshu.net/>)から加入内容を入力いただき、お申し込みください。

### 保険料の払込み

保険料は以下の口座に**2月20日(金)まで**にお振込みください。

※なお、お振込みに際してご希望の方は預かり証を出力ください。

払込先銀行	みずほ銀行 東京中央支店
普通預金口座	8610609
受取人名	サイイコクサイゾウザイキヨウリヨクキコウ

保険料は必ず払込期日までにお支払いください。払込みがない場合は、保険期間が始まった後であっても、代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いしません。

## 5 事故にあわれた際は

### (1)事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- ① 損害の発生および拡大の防止
- ② 相手の確認
- ③ 目撃者の確認

**損保ジャパン(査定幹事保険会社)へのご連絡**

24時間365日事故受付サービス 損保ジャパン事故サポートデスク

**0120-727-110**

### (2)保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 <sup>(注)</sup> (注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類  ②①のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類  ③損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類  ④共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本  示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書  権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類  ②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類  ③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類  ④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書  引受保険会社所定の同意書  示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知  委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするためには必要な事項<sup>(注2)</sup>の確認を終えて保険金をお支払いします<sup>(注3)</sup>。

(注1)保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

#### ＜示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。＞

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

## 6 その他

○申込人と被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

○ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

○ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

○この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は契約幹事保険会社、損害保険ジャパンは査定幹事保険会社として、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上(契約幹事)	39.50%	損害保険ジャパン(査定幹事)	38.50%
東京海上日動	20.00%	あいおいニッセイ同和損保	2.00%

○保険会社破綻時等の取扱い

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

・また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

○契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

○この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

#### 【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のため利用することができます。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することができます。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者(募集人)に提供します。

①契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため

②継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため

③本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため

④その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

2019年10月1日以降始期契約用

## 施設所有(管理)者賠償責任保険 をご加入いただくお客さまへ 重要事項のご説明

この書面では施設所有(管理)者賠償責任保険に関する重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特別約款・特約(以下「普通保険約款・特約」といいます。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管してくださいますようお願いいたします。

### 契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
施設所有(管理)者賠償責任保険	<p>賠償責任保険普通保険約款</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>+ 保険法の適用に関する特約 (自動セット)</li> <li>賠償責任保険追加特約 (自動セット)</li> <li>共同保険に関する特約</li> <li>+ 施設所有(管理)者特別約款</li> <li>+ 対象事故限定特約</li> <li>+ 包括契約特約</li> <li>+ 初期対応費用補償特約</li> <li>+ 訴訟対応費用補償特約</li> </ul>

## 2. 引受条件等

### (1)補償内容

#### ①被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で 補償を受けられる方をいいます。)
施設所有(管理)者賠償責任保険	加入申込票 <sup>(注)</sup> の「記名被保険者」欄に記載された方のみが被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

#### ②保険金をお支払いする主な場合

技能実習制度支援補償保険パンフレット本文の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

#### ③お支払いの対象となる損害

技能実習制度支援補償保険パンフレット本文の「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

#### ④保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

技能実習制度支援補償保険パンフレット本文の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載しております。

### (2)セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

### (3)保険期間

#### ①保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、技能実習制度支援補償保険パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

#### ②補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

#### ③補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

### (4)支払限度額等

技能実習制度支援補償保険パンフレット本文をご参照ください。

## 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

### (1)保険料の決定の仕組み

保険料<sup>(注)</sup>は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料<sup>(注)</sup>につきましては、技能実習制度支援補償保険パンフレット本文または加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

### (2)保険料の払込方法

技能実習制度支援補償保険パンフレット本文をご参照ください。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。[注意喚起情報のご説明](#)の「**6. 解約と解約返れい金**」をご参照ください。

### 注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)

このご契約は、公益財団法人国際人材協力機構が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

## 2. 告知義務・通知義務等

### (1)ご加入時における注意事項(告知義務－加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

- ①申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ②告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票<sup>(注)</sup>に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票<sup>(注)</sup>の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

### (2)ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

- ①ご加入後、次の事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。  
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
  - 加入申込票の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
  - ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合
- ②ご加入後、次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
  - ◇加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
  - ◇上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

## 3. 保険期間および補償の開始・終了時期

### (1)保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、技能実習制度支援補償保険パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

### (2)補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

### (3)補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

## 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

### (1)保険金をお支払いしない主な場合

技能実習制度支援補償保険パンフレット本文をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

### (2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできることがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

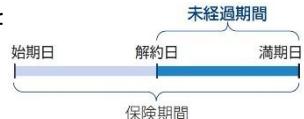
特にご注意ください

保険料は、技能実習制度支援補償保険パンフレット本文記載の方法により払い込んでください。技能実習制度支援補償保険パンフレット本文記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

## 6. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右図をご参照ください。)分よりも少くなります。



たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。  
詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

- 始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

## 7. 保険会社破綻時等の取扱い

技能実習制度支援補償保険パンフレット本文をご参照ください。

## 8. 契約取扱者の権限

技能実習制度支援補償保険パンフレット本文をご参照ください。

## 9. 個人情報の取扱い

技能実習制度支援補償保険パンフレット本文をご参照ください。

### この保険商品に関するお問合わせは

代理店・扱者 株式会社 国際研修サービス

〒108-0014

東京都港区芝4丁目13-2田町フロントビル5階

TEL:03-3453-3700 FAX:03-3453-3703

### 保険会社の連絡・相談・苦情窓口

#### 引受保険会社にご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク

**0120-632-277** (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



### 指定紛争解決機関

#### 引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

**一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター**

**0570-022-808** [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]

・受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかげ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

ご加入に関することや、事故のご相談につきましては、代理店・扱者「株式会社 国際研修サービス」までご連絡ください。

TEL **03-3453-3700** FAX **03-3453-3703**

保険契約者となって保険制度を運営する窓口【団体窓口】  
**公益財団法人 国際人材協力機構**

〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング11.12階

TEL 03(4306)1100(代表)

FAX 03(4306)1112